（統括教授の職務）

第二百二条　統括教授は、次に掲げる事務を行う。

一　統計技術の研究に関すること。

二　高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究に関すること。

三　研究官、教官及び教授の行う事務の統括に関すること。

（統計研究研修所の職員）

第二百五条　統計研究研修所に、研究官、教官、教授、客員教授、客員統括教授、准教授（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、講師その他所要の職員を置く。

2　研究官は、統計技術の研究並びに研修に資するための調査及び研究を行う。

3　教官は、統計技術の研究、研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究を行う。

4　教授は、統計技術の研究、高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究を行う。

［5　略］

6　客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百二条第三号に掲げる事務を助ける。

一　統計技術の研究に関すること。

二　高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究に関すること。

［7　略］

［8　略］

9　客員教授、客員統括教授及び講師は、非常勤とする。

附　則

（自治行政局地域自立応援課過疎対策室の所掌事務の特例）

第十二条　自治行政局地域自立応援課過疎対策室は、第二十四条第六項に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三条　第二十六条の二第一項の企画官は、令和五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二　恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　略］

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審査官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

三　国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

（統括教授の職務）

第二百二条　統括教授は、研修生に対する高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たり、並びに教官及び教授の行う事務を統括する。

［新設］

［新設］

（統計研究研修所の職員）

第二百五条　統計研究研修所に、研究官、教官、教授、客員教授、准教授（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、講師その他所要の職員を置く。

2　研究官は、研修に資するための調査及び研究に当たる。

3　教官は、研修生に対する研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たる。

4　教授は、研修生に対する高度の研修（教官の行うものを除く。）の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たる。

［5　同上］

［新設］

［6］

［同上］

［7］

［同上］

8　客員教授及び講師は、非常勤とする。

附　則

（自治行政局地域自立応援課過疎対策室の所掌事務の特例）

第十二条　自治行政局地域自立応援課過疎対策室は、第二十四条第六項に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三条　第二十六条の二第一項の企画官は、平成三十五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二　恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　同上］

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審査官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　同上］

［新設］